

全国健康保険協会千葉支部 第75回評議会  
(平成27年10月15日開催)

平成28年度 保険料率に関する論点等について

## 今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

	9月	10月	11月	12月	1月	2、3月
運営委員会	H28 平均保険料率				H28 都道府県 単位保険料率	
	支部間のインセンティブ制度					
	H28 事業計画					
	H28 予算					
	9/18	10/14	11/25	12/9	12/25	下旬
支部評議会			評議会意見 の提出	↑	[支部長意見 の申出] ↑	
	H28 保険料率				H28 都道府県 単位保険料率	
	H28 支部事業計画(支部の独自事業など) H28 予算(特別計上経費)					
		10/15	11/19	12/17	1/21	2/18 3/17
国	~9/27 通常国会			政府予算案 閣議決定	激変緩和率 の提示	保険料率 の認可等
	後期高齢者支援金の加算・減算制度検討ワーキンググループ(厚労省)					
	事業計画、 予算の認可等					

※ □ は  
千葉支部評議会の  
開催(予定)日

## 平成28年度保険料率に関する論点について

### 1. 28年度保険料率

28年度保険料率についてどのように考えるべきか。

- 直近の5年収支見通し(27年9月試算)等も踏まえて、28年度保険料率についてどう考えるか。

### 2. 激変緩和措置

28年度の激変緩和措置についてどのように考えるべきか。

- 28年度の激変緩和率についてどう考えるか。

※ 平成27年度の激変緩和率は3.0/10。

※ 今年の5月に成立した医療保険制度改革法により、激変緩和措置の期限が、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日とされているが、現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで。期限までに激変緩和率を均等に引き上げる場合は、毎年度1.4/10ずつ引き上げる必要。

### 3. 変更時期

保険料率の変更時期は、4月納付分からでよいか。

## 平成27年度の協会けんぽの都道府県単位保険料率

- 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。
- 全国平均は10.0%。最高は佐賀の10.21%、最低は新潟の9.86%。
- 激変緩和措置により、全国平均保険料率との乖離幅を10分の3に調整している

北海道	10.14%	石川県	9.99%	岡山県	10.09%
青森県	9.98%	福井県	9.93%	広島県	10.03%
岩手県	9.97%	山梨県	9.96%	山口県	10.10%
宮城県	9.96%	長野県	9.91%	徳島県	10.10%
秋田県	10.06%	岐阜県	9.98%	香川県	10.11%
山形県	9.97%	静岡県	9.92%	愛媛県	10.03%
福島県	9.92%	愛知県	9.97%	高知県	10.05%
茨城県	9.92%	三重県	9.94%	福岡県	10.09%
栃木県	9.95%	滋賀県	9.94%	佐賀県	10.21%
群馬県	9.92%	京都府	10.02%	長崎県	10.07%
埼玉県	9.93%	大阪府	10.04%	熊本県	10.09%
千葉県	9.97%	兵庫県	10.04%	大分県	10.03%
東京都	9.97%	奈良県	9.98%	宮崎県	9.98%
神奈川県	9.98%	和歌山県	9.97%	鹿児島県	10.02%
新潟県	9.86%	鳥取県	9.96%	沖縄県	9.96%
富山県	9.91%	島根県	10.06%	全国平均	10.0%

# 都道府県単位保険料率の精算について

## 1. 精算の内容

### ① 2年度前の支部別収支（実績）に基づく精算分

都道府県単位保険料率は、2年度前の医療給付費等の実績をもとに、当該年度の医療給付費等を推計して算定している。そのため、2年後に、保険料率算定時の医療給付費等の見込みと実績の差分を精算している。

### ② 保険料率凍結に伴う精算分

都道府県単位保険料率を凍結できるように調整して各支部の収入とみなして充てた準備金取崩し額について、本来の総報酬按分による取崩し額との精算を行う必要がある。

## 2. 平成28年度都道府県単位保険料率を算定する際の精算（予定）

### ① 平成26年度の支部別収支（実績）に基づく精算分

### ② 平成26年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う精算分

平成26年度の都道府県支部ごとの収支

Table with columns for 収入 (Insurance Income, Other Income, Total), 支出 (Medical Support, Age Adjustment, etc.), and 収支差 (Total Income, Total Expense, Difference). Rows list prefectures from 全国計 to 沖縄県.

(注) 1. 年齢調整額、所得調整額、歳入歳出のマイナスは、調整額を受け取る支部、プラスは調整額を出す支部。
2. 医療給付費は、東日本大震災による窓口負担軽減措置に伴う平成26年度の還付金等の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
3. (B)1は、健康保険法施行規則第135条の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う平成24年度の窓口負担減免のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。
4. 平成24年度の収支差の精算は、平成24年度の都道府県支部ごとの収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)であり、東日本大震災に伴う医療費の波及増に係る特例的取扱いを講じたものを要す。
5. 医療給付費等地域差分は、加入者1人当たり医療給付費(全国平均との差分)の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響を表す。
6. 26年度保険料率算定時の要算分は、平成26年度都道府県単位保険料率の凍結に際し、料率凍結のために配分した準備金取崩し総額を算定時の総報酬で按分した額との差額である。
7. 国の年金特別会計に係る分及び東日本大震災による窓口負担軽減措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わります。

平成26年度の支部別収支差(地域差分等)の保険料率換算  
 (※ 保険料率換算は、平成26年度の総報酬額の実績に基づく参考値である。)

	支部別収支差 (地域差分等) (a)			総報酬額(26年度実績) (b)	保険料率換算 (a)/(b)*100	医療給付費等 地域差分 (順位)		26年度保険料率凍結時 の要精算分
	(百万円)	(百万円)	(百万円)			(%)	(%)	
北海道	1,241	371	870	3,441,219	0.04	0.01 (12)	0.03	
青森	178	▲115	294	775,152	▲0.02	▲0.01 (42)	0.04	
岩手	▲204	▲65	▲139	788,812	▲0.03	▲0.01 (33)	▲0.02	
宮城	387	90	297	1,405,737	0.03	0.01 (16)	0.02	
秋田	▲135	▲178	43	611,805	▲0.02	▲0.03 (46)	0.01	
山形	▲290	▲120	▲170	751,635	▲0.04	▲0.02 (44)	▲0.02	
福島	223	3	219	1,310,327	0.02	0.00 (22)	0.02	
茨城	▲341	▲172	▲168	1,377,607	▲0.02	▲0.01 (40)	▲0.01	
栃木	▲260	182	▲443	1,068,204	▲0.02	0.02 (6)	▲0.04	
群馬	▲228	▲39	▲188	1,223,244	▲0.02	▲0.00 (28)	▲0.02	
埼玉	▲233	▲248	15	2,515,072	▲0.01	▲0.01 (36)	0.00	
千葉	▲533	▲150	▲383	1,753,448	▲0.03	▲0.01 (35)	▲0.02	
東京都	▲1,081	▲203	▲878	9,787,084	▲0.01	▲0.00 (26)	▲0.01	
神奈川県	▲138	▲209	71	3,170,713	▲0.00	▲0.01 (31)	0.00	
新潟	153	201	▲48	1,629,538	0.01	0.01 (10)	▲0.00	
富山	107	170	▲63	880,065	0.01	0.02 (3)	▲0.01	
石川	186	234	▲48	915,657	0.02	0.03 (1)	▲0.01	
福井	279	61	217	615,586	0.05	0.01 (14)	0.04	
山梨	▲264	▲78	▲186	502,495	▲0.05	▲0.02 (43)	▲0.04	
長野	▲875	▲380	▲595	1,300,336	▲0.07	▲0.03 (47)	▲0.05	
岐阜	319	182	137	1,519,838	0.02	0.01 (11)	0.01	
静岡県	▲459	▲40	▲419	2,145,732	▲0.02	▲0.00 (24)	▲0.02	
愛知県	▲815	▲86	▲729	5,261,434	▲0.02	▲0.00 (23)	▲0.01	
三重	▲144	▲34	▲110	1,060,608	▲0.01	▲0.00 (29)	▲0.01	
滋賀	▲162	▲62	▲101	727,526	▲0.02	▲0.01 (34)	▲0.01	
京都	▲391	▲139	▲252	1,846,312	▲0.02	▲0.01 (32)	▲0.01	
大阪府	1,549	122	1,427	6,833,105	0.02	0.00 (21)	0.02	
兵庫県	▲787	▲329	▲459	3,055,989	▲0.03	▲0.01 (37)	▲0.02	
奈良	187	84	103	611,793	0.03	0.01 (8)	0.02	
和歌山	85	108	▲23	571,520	0.01	0.02 (4)	▲0.00	
鳥取	▲4	28	▲32	380,727	▲0.00	0.01 (15)	▲0.01	
島根	▲212	▲88	▲125	505,443	▲0.04	▲0.02 (45)	▲0.02	
岡山	▲56	200	▲256	1,462,813	▲0.00	0.01 (9)	▲0.02	
広島	119	39	80	2,153,664	0.01	0.00 (20)	0.00	
山口	▲399	52	▲459	904,539	▲0.04	0.01 (17)	▲0.05	
徳島	▲106	27	▲134	526,661	▲0.02	0.01 (18)	▲0.03	
香川県	33	33	▲0	764,457	0.00	0.00 (19)	▲0.00	
愛媛	103	▲111	213	1,002,868	0.01	▲0.01 (38)	0.02	
高知	▲54	▲10	▲44	504,378	▲0.01	▲0.00 (25)	▲0.01	
福岡	1,899	636	1,262	3,657,787	0.05	0.02 (5)	0.03	
佐賀	▲146	▲16	▲130	548,794	▲0.03	▲0.00 (27)	▲0.02	
長崎	▲33	▲100	67	856,865	▲0.00	▲0.01 (39)	0.01	
熊本	134	▲54	189	1,132,267	0.01	▲0.00 (30)	0.02	
大分	405	82	323	785,929	0.05	0.01 (13)	0.04	
宮崎	159	165	▲6	713,027	0.02	0.02 (2)	▲0.00	
鹿児島	14	▲160	174	1,108,098	0.00	▲0.01 (41)	0.02	
沖縄	690	116	574	827,514	0.08	0.01 (7)	0.07	

(注) 1. 平成28年度の保険料率の算定においては、平成26年度の都道府県支部ごとの収支における収支差(地域差分等)について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。  
 2. 平成28年度保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、平成26年度の支部の収支差(地域差分等)を平成28年度の総報酬額の見込みで除したものであるため、表中の保険料率換算(収支差(地域差分等)を平成26年度の総報酬額の実績で除したのもの)とは異なる。

## 平成27年度 保険料率に関する千葉支部評議会としての意見（参考）

（平成27年2月5日開催の第69回千葉支部評議会において取りまとめ）

### 千葉支部保険料率の変更について

保険料率の引き上げは、本来望ましくない。ただし、引き上げのうち0.03%相当は平成25年度の支部保険料率を凍結するために割り当てられた、本来の準備金取崩し額と実際に取崩した額との差額と平成25年度の収支差（約5億3千2百万円）の精算分であり、諸事情に照らしてやむを得ないものとする。

しかしながら、法定準備金を超えて準備金が積み上がってきている状況を考えた場合、平成27年度以降もその状態で安定的に続くようであれば、現在と将来の加入者間で不公平感が出ないように、単年度収支均衡の保険料率とするのが望ましいと考える。

なお、平成28年度の協会けんぽの保険料率算定にあたって、平成27年度の単年度収支が黒字の見込みとなる場合においては、保険料率の引き下げを検討すべきである。

### 保険料率の変更時期について

加入者への周知徹底を図ることから、5月納付分※1（4月保険料）に変更することが適切であると判断する。

※1 平成26年12月の衆議院解散の影響を考慮し、通常より1ヶ月遅れとした

### その他

- ・ 激変緩和率については平成31年度まで※2の措置であるが、その期間については当然守られるべきである。保険料率に各地域の医療費などが反映されることや、各支部が保険者機能を発揮した努力が報われるためにも、激変緩和率の拡大幅を先送りせず、着実に進めていくことが望ましいと考える。

※2 医療保険制度改革法（今年5月成立）により、状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日とされているが、現時点では激変緩和措置の期限は平成31年度末となっている。

- ・ 国庫補助率については現行の16.4%が維持されることになったものの、協会けんぽの赤字構造は依然として変わっていない。協会けんぽの財政問題は、加入者の大半を占める中小企業の経営者や従業員の雇用や生活に直結するものであり、引き続き協会けんぽの財政基盤強化のため、上限である国庫補助率20%へ引き上げを求めていくべきである。

- ・ 保険料率の算定については、支部の努力が報われるためにも、独自性が発揮できるように検討してもらいたい。